

／令和7年度飯山市三世代等同居住宅建設支援事業（新築・増築・中古）／

いいやま住まいる家族支援事業

～世代間で支え合う機能を維持するため、三世代等で同居等する世帯への住宅に関する補助金～

【 補助対象者 】

- ・経費が500万円以上の住宅を建設又は取得した者
- ・市内において三世代等で親等と同居もしくは近居している者又は住宅を建設又は取得する年度の3月31日までに新たに親等と同居もしくは近居する者

【 補助対象経費 】

- ・親等と同居若しくは近居するために市内に新築若しくは増築又は購入する住宅で、固定資産税の課税対象となる住宅の工事に関する経費

【 補 助 額 】 …最大 80 万円

- ・基本額：住宅の建設に係る経費が500万円以上のものに対し 30 万円
- ・加算額：三世代で同居しており、かつ「若者夫婦世帯」又は「子育て世帯」の場合 40 万円
- ・加算額：市内業者に発注した場合 10 万円

【 補助の条件 】

- (1) 事業の実施に当たって、本市の他の制度による補助金、助成金等を利用していないこと。
- (2) 市町村民税（特別区民税含む）を滞納していないこと。
- (3) 対象建物を持分登記する場合は、その住宅に係る所有者1名を代表者として補助対象者とします。ただし、親等と共有名義の場合は親等の共有割合分を除き対象とします。
- (4) 対象者全員が法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団ではないこと。

【 補助の回数 】

- (1) 補助金の交付は、同一の世帯について1回を限度とします。
- (2) 新築又は増築若しくは中古住宅の取得に対する補助と改修に対する補助の両方を同時に受けることはできません。

【 用語の解説 】

- (1) 三世代等 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - (ア) 同居する三世代の世帯でいずれかが40歳未満
 - (イ) 子（18歳以下の扶養親族をいう。以下同じ。）のいる親とその子のいる親の親等
 - (ウ) 夫婦（住宅を建設する年度の3月31日までに夫婦となる予定の者を含む。以下同じ）とその夫婦の親等
- (2) 親 等 父母、祖父母等の親族をいう。
- (3) 同 居 1棟の住宅又は同一敷地その他の市長が別に定める敷地にある2棟の住宅に家族が生活している状態をいう。
- (4) 近 居 飯山市市内であること。
- (5) 中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、完成の日から1年を経過したもの又は人が居住したことがあるものをいう。

【 交付申請書類等 】

- 1 申請者の住民票（世帯全員、続柄必要、本籍不要、近居の場合は世帯対象となる親等の住民票）
- 2 市町村民税（特別区民税含む）の完納証明書
- 3 誓約書兼同意書
- 4 工事請負契約又は売買契約書の写し
- 5 補助対象住宅の案内図、平面図、工事費内訳書の写し
- 6 建築確認済証又は工事届の写し
- 7 その他市長が特に必要と認める書類

※上記の他に要件等ありますので
まずは下記までお問い合わせください。

お問合せ先
飯山市役所 建設水道部
移住定住推進課 移住定住係
Tel.0269-67-0740（直通） 内線 254
E-mail ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp